

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第九号

### 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表子供未来戦略担当課長の項の次に次のように加える。

地域支え合い担当課長	局	上司の命を受け、地域共生社会の基盤づくりに関する事務を総括し、及び整理する。	健康福祉局に必要に応じ置く。
ため池・農地防災担当課長	局	上司の命を受け、農地及び農業用施設の防災及び減災並びにため池に関する事務を総括し、並びに整理する。	農林水産局に必要に応じ置く。

別表第一号の表産業振興監の項中「商工労働局イノベーション推進チーム」を「商工労働局商工労働総務課又はイノベーション推進チーム」に改め、同表備考2中「、経営戦略審議官の項、都市建築技術審議官の項、部長の項」を削る。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。